

埼玉県伝統工芸士認定事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県指定の伝統的手工芸品（以下「指定品」という。）の製造に従事している技術者のうち、高度の技術・技法を保持する者を埼玉県伝統工芸士として認定し、称号を授与することにより、社会的な評価を高めるとともに、従業意欲と技術の向上を図り、後継者の育成と伝統的手工芸品の次代への継承に寄与することを目的とする。

(要件)

第2条 知事は、次の各号に掲げる要件を備える者のうちから、埼玉県伝統工芸士を認定するものとする。

- (1) 指定品の製造の実務経験年数が12年以上あり、かつ、現在もその製造に直接従事していること。
- (2) 指定品の製造に関する高度な伝統的技術、技法を有していること。
- (3) 県が実施する伝統的手工芸品産業振興事業の推進に協力しており、かつ、今後も協力できること。
- (4) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年5月25日法律第57号）第24条8号による認定を受けていないこと。

(埼玉県伝統工芸士認定委員会)

第3条 埼玉県伝統工芸士の認定にあたっては、県及び学識経験者等で構成する埼玉県伝統工芸士認定委員会（以下、「委員会」という。）において人物及び作品を審査し、意見をとりまとめて、知事に提出する。

2 委員会の委員については、別に定める。

(認定)

第4条 知事は、委員会から提出された意見を参考にして、認定を行う。

2 知事は、認定にあたり、必要に応じて現地調査を実施するものとする。
なお、情報収集等にあたっては、電磁的方法を用いることを可能とする。

(登録)

第5条 知事は、新たに埼玉県伝統工芸士を認定したときは、埼玉県伝統工芸士登録者名簿に必要事項を登録しこれを管理する。

2 組合の長等は、埼玉県伝統工芸士が次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 転業又は廃業したとき。
- (3) 称号の返上を申し出たとき。
- (4) 登録事項に変更が生じたとき。

(称号の付与)

第6条 知事は、第5条第1項の規定により登録された者に対して、「埼玉県伝統工芸士」の称号を付与し、認定証を交付する。

(称号の使用)

第7条 埼玉県伝統工芸士は、埼玉県伝統工芸士登録者名簿への登録をもって称号の使用を開始することができる。

(認定の取消)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者は、委員会の意見を聴いて、その認定を取り消すことができる。

- (1) 認定後であっても、推薦書等の記載内容に虚偽の事実があると判明した者
- (2) 第2に掲げる埼玉県伝統工芸士の要件を欠くことが判明した者
- (3) 埼玉県伝統工芸士の品位を著しく損なう行為を行った者

2 知事は前項の規定に基づき認定を取り消したときは、その旨を該当する者及び、組合の長等に対し、通知するものとする。

(登録の抹消)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者について、その登録を抹消す

る。

- (1) 死亡が明らかとなった者
- (2) 第8条第1項の規定により認定を取り消された者
- (3) 返上を申し出た者

2 第1項第2号及び3号に掲げる理由により登録を抹消された者は、速やかに認定証等を知事に返還しなければならない。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、埼玉県伝統工芸士の認定に関し必要な事項は要領で定める。

(附 則)

この要綱は、平成5年8月17日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成24年8月27日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和7年5月12日から施行する。